

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約を
沖縄市契約規則第32条第4項第2号の準用による公表

契約後

公表日：令和3年3月12日

1. 契約前公表内容

契約前 公表日	令和3年1月25日
契約 内 容	資源ごみ等分別業務委託（廃蛍光管等）
契約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
契約先の決定方法 及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等 2. 沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 就業を希望する障がい者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に就業支援事業を推進していること。 4. 他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法及び 提出期限	①見積書の提出 ②定款又は設立趣意書の提出 ③収支報告書（損益計算書等）の提出 ④法人の従業者数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ⑤他の事業所との契約実績書の提出 ⑥提出期限：令和3年2月25日（木）午後3時まで
契約担当課	業務第一課 電話（098）921-0883 担当：平良

*見積書提出前に、業務仕様書の受取り及び現場確認を行なってください。

2. 契約後公表内容

契約締結日	令和3年3月4日
契約金額	金 13,362,690円
契約先の 氏名及び住所	沖縄市字古謝津嘉山町14番14号 社会福祉法人 大信福社会 理事長 仲宗根 幸隆
契約理由	上記選定基準を満たし、見積金額が予定価格の範囲内であり、当該業務を委託することにより、就労を希望する働く意欲と能力のある障がい者（知的障がい）の社会参加の機会を確保し、自立支援を促進できるため。